

令和3年 第5回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 18

会議日程・付議事件

会議日時 令和3年3月25日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第 7号	行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について	
5	議案第 8号	川西市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について	
6	議案第 9号	川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する公務災害補償認定委員会規則の一部を改正する規則の制定について	
7	議案第10号	川西市公民館図書室利用規程の一部を改正する規程の制定について	

出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 服 部 保
(教育長職務代理者)

委 員 坂 本 かおり

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

説明のため出席を求めた者

教	育	推	進	部	長	大	西	ゆかり				
こ	ど	も	未	来	部	長	中	西	哲			
教	育	推	進	部	副	部	長	岩	脇	茂	樹	
こ	ど	も	未	来	部	副	部	長	岡	本	敬	子
川	西	公	民	館	長	藤	井	恵	子			
教	育	総	務	課	長	岸	本	典	子			

議事録作成者

教	育	総	務	課	課	長	補	佐	福	美	江	津	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 7	行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について	3.3.25	3.3.25	可 決
議案 8	川西市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について	3.3.25	3.3.25	可 決
議案 9	川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する公務災害補償認定委員会規則の一部を改正する規則の制定について	3.3.25	3.3.25	可 決
議案 10	川西市公民館図書室利用規程の一部を改正する規程の制定について	3.3.25	3.3.25	可 決

[開会 午後2時15分]

石田教育長 すみません、そしたら定刻より少し遅くなりました。会場等の都合により開催が遅くなりましたけれども、只今より、令和3年第5回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

石田教育長 「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いします。

教育総務課長
（岸本） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止策として、3密を避けるため、議題に関係する職員のみが出席しております。どうぞよろしく願います。

石田教育長 本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、治部委員、佐々木委員を指名いたします。よろしく願います。

石田教育長 次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第2回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
（岸本） それではまず、第2回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

第3回臨時会、第4回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。

最後に署名委員の署名ということで、第2回の署名委員の署名については、治部委員、佐々木委員に、第3回臨時会については、服部委員、坂本委員に、第4回臨時会については、坂本委員、治部委員にご署名をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第2回定例会、第3回臨時会、第4回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いします。

教育推進部長 (大西) それでは、教育推進部からは、3月市議会における総括質問、一般質問、一般会計予算審査特別委員会についてご報告させていただきます。

1点目が総括質問についてでございます。

市議会の各会派を代表する議員が、市長の施政方針や予算編成方針に対して行います総括質問は、2月25日と26日の2日間、5会派から教育推進部とこども未来部、それぞれが所管する事業についてご質問がありました。

教育推進部関連では、「黒川公民館の保存活用について」、「特別支援教育のあり方の検討について」や「子どもたちの学びの支援の拡充について」、「ポストコロナ時代の新しい市政運営における子ども子育て世代の支援について」、「第6次総合計画に向けた取り組みにおける子どもたちの学びの支援(きんたくん学びの道場・中学生に対する公民館の学習支援)について」、こども未来部関連では、「民間保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借り上げるための費用の一部を補助することについて」、「近くで通える保育・教育施設の確保について」などの質問がありました。

また、一般質問におきましては、3月1日、2日に6人の議員の方からの質問があり、教育推進部では、子どもたちの多様性を大切にする取組として、「全ての中学校で制服選択の実施を早急に実現することについて」、「教育における「慣習」を見直しすることについて」、「ランドセル廃止を推進することについて」、「儀式的行事を簡素化することについて」、

「小学校給食の持続可能性について」、「学校運営協議会の取り組みについて」、「こども未来部関係では、「子ども食堂について」や「ヤングケアラー」について」などの質問がありました。

次に、一般会計予算審査特別委員会についてでございます。

3月8日、9日、10日の3日間、市議会一般会計予算審査特別委員会において、令和3年度予算の審査が行われました。

教育推進部とこども未来部の所管事業に係る主な内容でございますが、民生費では、「園の入園予定児童が減少していることへの見解について」、「3年保育、給食、延長保育の実施に対する考え方について」、教育費では、「弁護士契約あり方について」、「フリーアドレス導入の目的について」、「図書整備について」、「公会計化に向けたスケジュールについて」、「不登校生徒が増えていることについて」、「中学校給食センター整備のモニタリング委託の具体的な内容について」、「小中学校における図書整備事業について」、「中学校給食について」、「小中学校の施設整備について」などの質疑があり、答弁を行いました。

私からのご報告は以上でございます。

こども未来部長
(中西)

続きまして、こども未来部より、2点目の3月15日に開催されました「令和2年度 第2回川西市子ども・子育て会議について」ご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、第1回の会議に続き、今回もウェブ会議での開催となりました。委員10名にご出席をいただきました。また、傍聴者はございませんでした。

主な協議事項としまして、「市立教育・保育施設の今後について」では、将来的に施設が余剰となることを見据え、需給均衡を図っていく必要があり、その具体的な方策として利用定員の変更を挙げ、市立施設の状況と今後の対応案を説明いたしました。また、方策の二つ目として、利用希望者と施設のマッチングに努めることとし、支援が必要な子どもに対しての人員配置への補助の検討、市による2号、3号の入所選考の統一化、市立幼稚園区の撤廃、私学助成の幼稚園を対象とした認定こども園への移行促進について説明いたしました。委員の皆様からは、園児数の減少が特に著しい市立幼稚園の教育効果や今後についての意見、支援が必要な児童への専門的職員の加配や法人独自の入所選考の一部存続を希望する意見、また、保護者等に不安を与えないように、協議の過程を丁寧に正確に伝える必要性についても、複数の委員から意見が述べられました。

その他、「(仮称)川西北こども園の整備計画について」では、川西北

小学校との交流、調理室や絵本コーナーの活用に関して、委員からご質問やご意見をいただきました。また、令和3年度に新たに実施する保育士の宿舎借上げの概要についても報告し、質問をいただきました。

次回以降の川西市子ども・子育て会議において、清和台幼稚園と多田幼稚園の今後について協議を進めることとしており、いろいろな立場からご意見を頂戴しながら、協議を重ね、方向性を定めてまいります。

説明は以上でございます。

教育推進部長
(大西)

続きまして、事務状況報告の3点目、2月の教育委員の皆様の活動についてご報告いたします。

服部委員におかれましては、2月9日、兵庫県いなみ野学園の「兵庫県の日本一の伝統的里山と先進的里山」の中で、天然記念物に指定されている川西市黒川、水明台、清和台のクヌギ林、エドヒガン、シロバナウンゼンツツジを取り上げ、川西市では文化財保全に積極的なこと、それらの文化財を市民が守り、また子どもたちの体験学習の場としても活用していることなど、川西市の教育行政が進んでいることを解説されました。

また、2月13日には、阪神北県民局の北摂里山大学の最終講義の中で、川西市の無形民俗文化財の候補であるナラガシワとヨシを使った「ちまき」やクヌギ、エドヒガンなどの天然記念物を説明され、川西市の文化的景観の重要性についてご講義をされました。

2月15日は、姫路市立生涯学習大学校の万葉集と風土記の講座の中で、ナラガシワとヨシの「ちまき」やナラガシワの重要性について解説いただき、2月20日は大和フォレストクラブの活動地である川西市畦野を訪問され、小学校3年生の体験学習の指導の可能性について相談をされました。そして、ひょうご森林ボランティア第10号に、「子どもたちへの自然体験学習指導のお願い」の文章の中に、溪のサクラを守る会、東多田里山の会が、小学生の体験学習を積極的に進めている状況を解説されました。

坂本委員におかれましては、11日、京都大学リプロダクティブ・ヘルスライトユニット主催の「生きる教育、性教育、どうやって広める？～包括的性教育の大切さ～」にオンラインで参加されました。また、大阪生野南小学校の「生きる教育」、小野先生の講演会に参加されました。17日には教育実践発表会、23日には第10期阪神南地域ビジョン委員会グローバル・ダイバーシティグループPTAアワード兵庫2021実行委員会主催の「PTAアワード兵庫2021」にオンラインで参加されました。25日は、松原市こみゆにていーひろばNIKOで行われましたNPO法人やんちゃまファミリーWITH主催の地域ボランティアの活動のための

研修会「子どもの育ちや発達について」に参加されました。

治部委員におかれましては、2月27日、文科省の令和2年度市町村教育委員会オンライン協議会に参加されました。

以上、教育委員の皆様の活動報告とさせていただきます。

石田教育長 只今の報告について、ご質問はありますか。
服部先生、何か付け足すこと。

服部委員 ないです。

石田教育長 よろしいですか。
坂本委員はどうですか。

坂本委員 私、先月はオンラインの講演会なり勉強会に参加させてもらったんですけど、大分オンラインの講演会もシステム化されてきて、グループワークができたりとか、いろんな勉強の仕方があるなと思っていて、17日に教育実践発表会があったんですけど、中学校区ぐらいのブロックでグループワークをしていて、すごく面白いなと。学びが深まる感じがしたんですね。先日はPTA連合会と教育委員会の教育懇談会があったんですけど、それはやっぱり時間がなかったということだったんですけども、グループワークがなかったので、やっぱり一方通行かなというふうに感じたので、これからまたオンライン講演会であったりオンラインの勉強会があるときは、双方向でできるような形を持っていけたらいいなと思いました。
以上です。

石田教育長 P T A 懇談会の分科会とかは、僕のほうから指示出して、今回は見送ろうかということにした。というのは、議題というか、協議会、分科会に分かれたときの一つのテーマみたいなものがもうひとつ。それをうちから提示するのがいいのか、向こうから提示するのがいいのかがちょっと調整できていなかったんで、今後開催するときには何かテーマをきちっと設定して、その中でやっていくのがいいかなと思います。

私も、でも、初めての試みやったけど、これからコロナのことを見据えたときに、P T A とどのような連絡や協議のことをするかというときに、ああいう一つのツールを使っていくことがP T A にとっても大事なかなと思います。ありがとうございました。

治部委員、何か。

治部委員

私、文科省の市町村教育委員オンライン協議会というのに参加しました。そのときに、やはり今まで日本の教育が担ってきた大きな3点ということで報告があり、1個目が学習機会と学力の保障、2番目が社会の形成者としての全人的な発達の保障、3番目が安全安心な居場所、セーフティーネットとして身体的、精神的な健康の保障というのを繰り返し文科省が主張されてきました。やはり学校が担っているものというのが、本当にこれだけ大きな子どもたちの発達全般をというのを改めて感じるどころでした。そのときに、この三つは間違いなく今後も継続していきたくらうという中で、特に令和型というのは何が必要かというところで2点、これだけは皆さん考えてねと言われておっしゃっていたのが、1個目が個別最適化というキーワード、もう一つが協働した学びということです。協働的な学びを片仮名でいうとアクティブラーニングということになるんだらうと思いますが、そのあたり、個別最適化とアクティブラーニングみたいなものが今の学習とか学力の保障とか発達精神の保障とか、あとセーフティーネットとしての学校の役割とか、そういうものにどう関わっていくのかというのを教育委員会として真剣に考えていきたいと常々やっぱり思いました。

そこで、今後この令和型になっていくときに、今ある教育の私たちの持っている価値観とか概念というものをいま一度、一回新しくゼロベースで考えてみることも必要なのかなとも思った次第でした。そこから、今子どもたちにとって何が必要か、やはり子どもファーストをまず念頭に置いて考えていきたいなと思います。

石田教育長

文科省が令和型の教育の分厚いのを出して、僕もざっと読みました。それについて、教育委員同士で意見交換せなあかんかなと。僕も最近いろんなものを読んだときに、国の動きを別にどうこう言う気はないんやけど、やっぱり何でもプラスの面とマイナスの面があって、プラスの面ばかり見んと、やっぱりマイナスの面もちゃんと見とかなあかんと思いつつ。別に個別最適化は進むべき方向やと思うけど、あまり好きやないんですよ。個人的なことを言うと。個別最適化って的確な言葉なのかなというのが非常に引っかかっている。個別最適化ってどういう意味なのかなと。気をつけんと、子どもや家庭の背景みたいなものがずっと追いやられてしまって、その子どもに合った教育ではあるんだけど、こころの兼ね合いは難しいなと思ってね。進むべき道やと思いますし、タブレットPCもツールとして入ってきたところの意味も、それは僕も可能性は大きいと思うんだけど、同時にそこからこぼれるものもちゃんと見とかなあかんと思ったりする

んですけど。

あれ、でも、坂本委員のあれじゃないけど、分科会に分かれるでしょう。

治部委員 分かれました。

石田教育長 あれ面白いでしょう。

治部委員 そうですね。

石田教育長 全国いろんな方がおられるから。教育委員が。あれ、教育委員の方にとっては貴重な機会と違うかなと思って。そんな接することがないもんね。僕ら全国の教育長会議があるので、教育長同士で分科会したりすると、割と全国の動きとか、こんな取組していますって交流することがあるんですけど、考えてみたら教育委員って、県ではやるけど……

坂本委員 でも、一応あるんですよ。

石田教育長 あるんですか。

坂本委員 あるですよ。

石田教育長 あれ、前、行かなあかんかったん違うんですか。

坂本委員 行かなあきません。

石田教育長 行かなあきませんね。

坂本委員 でも、神戸ぐらいで、阪神、西日本とかそういう感じで。

石田教育長 そうやったかな。神戸で、西日本やったか。

坂本委員 でも、北海道の人も参加されてたことがあったので、そのタイミングに来れる方という形やったと思うんですけど。

石田教育長 何か、こんなんでええなと思って。わざわざ飛行機に乗ってどこか来るよりね。オンラインで意見交換できるというのは大きいなと思うし、全然

地域によって違いますからね。

坂本委員 違いますね。

石田教育長 全然違いますよね。面白いというかね。ほんまに固定観念で思ったらあかんな思ったりね。すみません、ありがとうございます。
佐々木委員、何か。

佐々木委員 いろいろお誘いとか案内いただいたんですけど、割と短かったのでどれも参加できなかったんですけど、この間もLINEグループ組んでいるところでちょっと話していて、たくさん皆さん教えられる方もいれば、聞く側で参加されたりもする機会があるのに、シェアして、よかったねで終わっている感がすごく感じていて、そこから一步、もうちょっと何か進めて政策なり企画なりに生かさないと、個人の知見を広めたで終わっちゃっているのかなという思いもあって、そこは今後、自分自身も含めて課題かなと思っています。

石田教育長 前回の懇談会的时候もお話ししたけど、懇談会の持ち方みたいなもの。定例会があって、協議会があって、でも懇談会が今言ったように知見を交換しながら、ちょっと方向性を見いだしていかなあかんかなと思っています。事務方にもそれはちょっと相談したりこの間もしていたので、また問題提起したいと思います。

治部委員 2か月ぐらい前に教育委員としての企画書を出させてもらったときがあって、あのときに川西市内の公立、私立の教職員、職員も含めて、あとは留守家庭の先生たちも含めて、何かオンラインでシンポジウムをしたいという話を提案させてもらったんですけど、やはりその意図が、表出することの意義というのか、そこにやはり思いがあるので、今佐々木委員がおっしゃっていたこととほとんど同じなんですね。研修はやっぱり正しいと思われることを聞く機会はあったとしても、先ほどのアクティブラーニングじゃないですけど、僕らの学びって、本当に正しいことを聞いたら学べるのかといたら、そういう機能ではないですよ。となると、いろんな人がいろんな意見を発表する中で自分の意見を持っていくことが、そういう表出の機会が今後新しい学びの形なのかななんて思うので、何かしらオンラインを使って様々な立場の人たちが意見交換する機会というのは実現したいななんてまた思った次第です。

石田教育長

来年度の研修の方向は、基本的にはハイブリッド型でいこうかなと思っているので、何らかの形でオンラインをつくって教職員とか研修にしようと思っています。そういう意味で、教育保育課の研修部門というのはあるので、全体を通して何か研修できるようなもの。それと、ご提案あった、教育委員として方向性みたいなものね。せっかく5人集まってきているので、個々の知見だけじゃなくて、全体としてどうしていくのかということを考える機会をつくっていかなあかんかなと思います。ありがとうございました。

それでは、事務状況報告については以上といたします。

石田教育長

次に、日程第4、議案第7号「行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
(岸本)

それでは、議案第7号「行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」ご説明いたします。

議案書は1ページをお開き願います。

本案は、「行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則」を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものであります。

提案理由は、行政組織の再編整備等に伴い、関係規則の整備に関し必要な事項を定める必要があるためでございます。

本議案で改正しようとするものは、全部で10の規則でありまして、主には「課名の変更に伴うもの」と「所掌事務の変更によるもの」がでございます。

まず、「課名の変更に伴う改正」に関しましては、議案書2ページの第1条、同じく8ページの第5条、第7条、9ページの第8条、第9条が、それぞれの規則において定める委員会や審議会などの会議体の庶務を担当する部署名について、組織改正に伴う課名の変更を行うものであります。

また、議案書6ページの最下段から示しております第4条での「教育委員会公印規則」の改正につきましては、教育委員会において備える公印台帳の管理部署名の変更のほか、各公印の管理者となる所属長の名称変更を行おうとするものであり、同時に、教育保育職員課で管理する教育委員会印及び教育長印の新調を併せて規定しようとするものであります。

次に、「所掌事務の変更による改正」に関しましては、まず第2条の「教

育委員会事務処理規則」では、別紙に示していますとおり、改編後の各組織における主な個別専決事項について改正を行っております。

続いて、第3条の「教育委員会事務分掌規則」の改正に関しましては、まず議案書2ページの同規則第2条において、改編後の教育委員会事務局の組織を、教育推進部において「教育政策課」「教育保育職員課」「就学・給食課」「教育保育課」「社会教育課」の5所属、こども未来部では「こども支援課」「こども若者相談センター」の2所属とすることを規定し、また同規則第7条に規定する所掌事務につきましては、改編後の各所属における分掌を規定しています。

続いて、第6条での「青少年センター設置条例施行規則」の改正につきましては、これまで「こども・若者ステーション」で所管していた同センターの処務について、「教育保育課」において担当することを規定しています。

最後に、議案書9ページの第10条では「川西市学校運営協議会設置規則」の改正を行っていますが、これは、同規則中に規定されている根拠法の条項の指示を変更する必要があったため、これを改正しようとするものです。

本議案の説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。一応、前回の協議会のときに事務局のほうから詳細な説明をさせていただきました。組織改編に伴って、課名の変更に伴うものと、それから、課が変わりますので所掌事務の変更によるものでございます。その他、事業の内容について大きく変わるものではございません。何かご質問ございますか。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第7号につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては、承認されました。

石田教育長

では、次に日程第5、議案第8号「川西市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について」であります。事務局から説明を

お願いします。

教育総務課長 (岸本) それでは、議案第 8 号「川西市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明いたします。

議案書は 16 ページをお開き願います。

本案は、「川西市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程」を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第 10 条第 1 号の規定により議決を求めるものであります。

提案理由は、行政組織の再編整備等に伴い、関係規程の整備に関し必要な事項を定める必要があるためであります。

内容は、組織改編による所掌事務の変更に伴って、「川西市立学校教職員安全衛生管理規程」に定める学校教職員安全衛生協議会の処務及び必要書類の提出先を「教育総務課」から「教育保育職員課」に改正しようとするものであります。

本議案の説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。これも議案第 8 号ということですが、基本的には組織改編による所掌事務の変更が中心となっていますので、よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第 8 号につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号につきましては、承認されました。

石田教育長 次に、日程第 6、議案第 9 号「川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する公務災害補償認定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 (岸本) それでは、議案第 9 号「川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償

に関する公務災害補償認定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

議案書は18ページをお開きください。

本案は、「川西市立保育所条例施行規則及び川西市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する公務災害補償認定委員会規則の一部を改正する規則」を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものであります。

提案理由は、行政組織の再編整備等に伴い、関係規則の整備に関し必要な事項を定める必要があるためであります。

まず、第1条では、川西市立保育所条例施行規則において、市立保育所の施設長である所長の権限を市立幼稚園、市立認定こども園と同様とする改正を行うことにより、各保育所でのより円滑な事務処理につなげようとするものであります。

また、第2条では、川西市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する公務災害補償認定委員会規則で規定する同委員会の処務担当課を、組織改編に伴って、幼児教育保育課から教育保育職員課に変更しようとするものであります。

本議案の説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。これも同じ案件だと思います。質疑ありませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第9号につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号につきましては、承認されました。

石田教育長 では、次に日程第7、議案第10号「川西市公民館図書室利用規程の一部を改正する規程の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

川西公民館長
(藤井)

それでは、議案第10号「川西市公民館図書室利用規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、開庁時間の改正に伴い、規程の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、新旧対照表においてご説明いたしますので、議案書の22ページをお開きください。

第3条、開室時間でございますが、第1項の「月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時10分まで」を「月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで」に改めております。開庁時間が5時までになることに伴うものでございます。

次に、別表第2で、川西市川西公民館の項中「貸出日及び貸出時間」を「月曜日及び水曜日から土曜日(第4条に定める休室日を除く。)の午前9時から午後5時まで」に改めております。月曜日及び水曜日から金曜日の貸出時間が5時までに変更となり、土曜日と同じ時間になるためでございます。

改正しようとする内容は以上でございます。

なお、この規程は、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。以前ちょっと協議会でもお話しさせてもらったんですけど、本庁のほうの開庁時間が午前9時から午後5時までになるということで、それに伴って出先機関であるこういう公民館の図書室利用規程を変えるということになっていきますので、よろしいですね。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第10号につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については、承認されました。

石田教育長

以上で本日の議事は全て終わりました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、4月15日(木)午後2時から予定していますが、変更する可能性があります。県の教育長会議が入っていますので、変更する予定ありますので、また公式にお知らせしたいと思います。

石田教育長 これをもちまして、第5回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後2時49分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和3年 月 日

署名委員 治部陽介

佐々木歌織